

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年11月18日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：23件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	1, 2号機送電線開閉所碍子洗浄水タンクのオーバーフロー配管（屋外）より純水のリークが認められたため、当該配管を修理	D	
2	1号機	原子炉格納容器冷却海水系（B）ポンプ冷却器海水出口逆止弁の浸透探傷検査において、弁棒に浸透指示模様が発見されたため、当該弁棒を修理	D	
3	1号機	主タービンランドシール蒸気系蒸化器発生蒸気圧力計の点検において、計器精度外れが認められたため、当該圧力計を交換	D	
4	1号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（B）の点検において、軸シール部カバー取付ボルト（4本中1本）が固着（カジリ）したため、当該ボルトを交換	D	
5	1号機	取水設備スクリーン洗浄装置渦巻きストレーナ（B）出口圧力計の点検において、動作不良が認められたため、当該圧力計を交換	D	
6	1号機	非常用ディーゼル発電機（B）第2給気圧力計の点検において、動作不良が認められたため、当該圧力計を交換	D	
7	1号機	非常用ディーゼル発電機（B）補機冷却海水ポンプ（B）出口圧力検出元弁の浸透探傷検査において、弁棒に浸透指示模様が発見されたため、当該弁体及び弁棒を交換	D	
8	1号機	原子炉格納容器冷却海水系（C）ポンプ出口逆止弁の点検において、弁座盛金境界部に腐食が発見されたため、当該弁座を修理	C	H21年2月5日再審議にてグレード変更 D → C
9	1号機	タービン補機冷却系熱交換器（A）チューブの渦流探傷検査において、閉止栓施工推奨チューブ（計3本）が発見されたため、閉止栓を施工	D	
10	1号機	原子炉冷却材浄化系ろ過器入口配管ベント1次弁用ハンドルの破損が発見されたため、当該ハンドルを点検・修理	D	
11	1号機	主復水器（B）チューブの渦流探傷検査において、閉止栓施工推奨チューブ（計3本）が発見されたため、閉止栓を施工	D	
12	1号機	集中環境施設の機器ドレン受タンクレベル指示計（1号機廃棄物処理建屋操作室設置のもの）に指示値不良が発見されたため、当該計器を点検・修理	D	
13	2号機	高圧復水ポンプ（B）軸受振動記録計に6時間毎に印字する時刻等の参考データに印字不良が発見されたため、当該振動計を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	3号機	廃棄物処理建屋換気空調系電気品室給気ファンの点検において基礎ボルトが破損したため、当該ボルトを交換	C	11月21日再審議にてグレード変更 D → C
15	3号機	タービン建屋換気空調系排風機風量スイッチ（2台）点検において、計器精度（接断差）外れが認められたため、当該計器を交換	D	
16	3号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット(A)の発電機軸受廻りに油の付着が認められたため、当該部を点検・修理	D	
17	4号機	移動式炉内計装系中央操作室制御盤内の冷却用天井ファン（5台中、1台）より異音の発生が認められたため、当該ファンを点検・修理	D	
18	4号機	原子炉補機冷却系熱交換器（C）逆洗弁点検において、当該弁に接続する配管の内面防食用亜鉛棒に劣化及び一部欠落が認められたため、当該亜鉛棒を交換	D	
19	5号機	高感度排ガス放射線モニタ装置の定期的警報音確認テストにおいて、警報音の鳴動不能が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
20	6号機	取水設備スクリーン装置点検用門型クレーンの電動機点検において、ケーブル巻取用電動機の軸受ブラケット間隙及び横行電動機の軸受径に管理値外れが認められたため、当該部を修理	D	
21	6号機	停止中のタービン建屋換気空調系給気ファン（B）が逆回転していることから、当該ファンの出口ダンパを点検・修理	D	
22	6号機	プロセス計算機設備の警報記録用プリンタ装置にエラーメッセージが発生し、印字動作が停止したため、当該装置を点検・修理	D	
23	6号機	機器ドレンファンネル（タービン建屋地階復水脱塩装置付近）の上蓋パッキン部に液体のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで